

妊娠期から子育て期をサポート ～土岐市子育て世代包括支援センター～

市では、妊娠期から子育て期にわたり、さまざまな悩みや相談に寄り添い、切れ目のない支援を提供できるよう、母子保健コーディネーター（保健師）が、皆さんと一緒に考え、安心して出産・育児をするための支援を行っています。

子育て支援の一環として、今年度から助産師による妊婦・産婦・乳幼児健康相談を行います。

また、産後の母子に対する心身のケア、育児サポートを行う「産後ケア事業」を始めました。

●産後ケア事業

対象者 土岐市民のお母さんと赤ちゃんで、次に当てはまる方

▷お母さんの産後の心身の不調または育児不安などがある方

▷家族などから十分な支援が受けられない方

▷お母さんに特に支援が必要と認められる方

※出産後4カ月未満のお母さんと赤ちゃんが対象です

※保健師との事前面談が必要です。利用を希望する方は、早めに保健センターへ連絡してください

内容 市立恵那病院に宿泊もしくは通所し、助産師などからサポートを受けられます。

①授乳や沐浴のアドバイス、育児相談

②産後のお母さんの心身のケア、生活面の指導

③おっぱいケア

※最大7日まで利用できます。利用料金など詳細は、保健センターへ問い合わせください

●助産師による妊婦・産婦・乳幼児相談

内容 妊娠・出産・産後についてお母さん自身の相談、授乳や子育てについての相談など

※実技（母乳マッサージなど）は行いません

日時 乳幼児健康相談の開催日に同時開催（日程は、本紙や市ホームページをご覧ください）

※予約が必要です（1組当たり30分程度）。予約の際、助産師の相談希望とお伝えください

※その他の日程は、問い合わせください

問 保健センター（☎552010）

9月10日は「屋外広告物の日」です 屋外広告物のルールを守りましょう

■屋外広告物の提出

屋外広告物を提出するためには許可および手数料が必要です。（自家広告物で10㎡以下など一部例外もあり）

■定期的な点検を

全国では看板を固定する部分の腐食によって、ビルの看板が落下し、歩行者が重傷を負った事故の事例報告もあります。自分の店舗などの看板が誰かを傷つけないためにも、屋外広告物の設置者（管理者）は定期的な点検を行いましょう。

また、許可期間更新申請時には有資格者による安全点検の実施と自己点検報告書の提出が義務化されています。この点検により異常が認められ改善されない場合は、原則更新を許可しません。

■実態調査および除去に取り組んでいます

許可していない、著しく老朽化しているなど、問題のある屋外広告物を調査しています。また、信号機やガードレールなどの禁止物件に掲出されている「張り紙類」「立て看板」などの違法物件の除去を行っています。

禁止物件には掲出しないようにしましょう。

問 都市計画課（内線543）

